

平原通イス・テーブル設置事業計画

平原通の歩道上にイス・テーブルを設置する事業について、次のとおり定める。

■実施要領

区 分	内 容																		
実施主体 (管理責任者)	帯広市中心部活性化協議会 会長 有澤 満夫																		
実施期間	平成17年 月 日～平成17年11月30日																		
実施時間	管理担当店舗の開店時～閉店時																		
実施場所	西2条南8丁目～南10丁目の歩道上 (別図参照) <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">Pic Nic前 (10丁目)</td> <td style="text-align: right;">2基</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">柳月前 (10丁目)</td> <td style="text-align: right;">1基</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">坂本ビル前 (9丁目)</td> <td style="text-align: right;">3基</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">六花亭・ロイズ前 (9丁目)</td> <td style="text-align: right;">2基</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">マコトヤ・銀座センター・曾我ビル前 (8丁目)</td> <td style="text-align: right;">3基</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ポケットスペース内 (8丁目)</td> <td style="text-align: right;">1基</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">玉光堂前 (10丁目)</td> <td style="text-align: right;">2基</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">RONDO前 (10丁目)</td> <td style="text-align: right;">2基</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計 8カ所 (テーブル16台 イス64脚)</td> <td style="text-align: right;">16基</td> </tr> </table>	Pic Nic前 (10丁目)	2基	柳月前 (10丁目)	1基	坂本ビル前 (9丁目)	3基	六花亭・ロイズ前 (9丁目)	2基	マコトヤ・銀座センター・曾我ビル前 (8丁目)	3基	ポケットスペース内 (8丁目)	1基	玉光堂前 (10丁目)	2基	RONDO前 (10丁目)	2基	合計 8カ所 (テーブル16台 イス64脚)	16基
Pic Nic前 (10丁目)	2基																		
柳月前 (10丁目)	1基																		
坂本ビル前 (9丁目)	3基																		
六花亭・ロイズ前 (9丁目)	2基																		
マコトヤ・銀座センター・曾我ビル前 (8丁目)	3基																		
ポケットスペース内 (8丁目)	1基																		
玉光堂前 (10丁目)	2基																		
RONDO前 (10丁目)	2基																		
合計 8カ所 (テーブル16台 イス64脚)	16基																		
実施目的	中心市街地のにぎわい創出のため、道路歩道上にイス及びテーブル (以下「占用物件」という) を設置し、来街者の休憩施設として利便性向上を図るもの。																		
設置条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 占用物件は休憩 (飲食提供には用いない) 目的として設置するものである。 ・ 占用物件の設置後、歩行者の通行する歩行空間は、3.5m以上を確保する。 ・ 道路歩道・信号機・消火栓の施設の効用を妨げない。 ・ 街角部、横断歩道、点字ブロックのある場所には、設置しない。 ・ 占用物件については、周辺の景観及び利用者の利便性に配慮する。 																		
管理方法 (安全対策)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間は、各店舗または私 (市) 有地に移動し保管する。又は、安全上問題のない場所に、移動が出来ないように固定し鍵を掛ける。 ・ 占用物件に起因する第三者への事故に備え、保険に加入し実施主体の責任において解決する。 ・ 万が一、事故が起こった場合の緊急連絡体制を確立する。 																		

<p>調査等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施目的の検証を行うため、設置期間中において、街頭アンケートにより利用意向調査を実施する。 ・アンケートを基に事業内容について検証・評価を行い、必要に応じてより良い事業となるよう見直しを図っていく。
<p>公益性 (公共性)</p>	<p>中心部活性化協議会が本年2月に実施した中心部マンション居住者アンケート調査によると、中心市街地に足りないものという問いに対し、「休める場所」という回答が複数あったため、これを市民の要求として捕らえ、中心部全体としての公共休憩スペースとして設置し活用するもの。</p> <p>また、帯広市商工観光部の協力・支援・助言等を受けながら、協働して事業を実施するものである。</p>
<p>市の関与</p>	<p>中心部活性化協議会は、文字どおり帯広市の中心市街地活性化を図るため組織化されたものであり、TMO事業への参画、帯広市商店街振興組合連合会に対する建議具申、各種活性化事業の検討・実施などを行っており、これらの活動は帯広市の各種計画にも沿ったものであるため、市とは常に密接な関係にある。</p> <p>このたびの事業についても、従前からの中心市街地活性化の取り組みの一環として実施するものであるため、市からの積極的な支援を受けながら、緊密に連携を図り進めるものである。</p> <p>市の立場としては</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の関係部局：商工観光部商業課および都心振興課 ・市の役割：中心部活性化協議会との連携、協力 関係機関（道路管理者、警察）との協議、調整
<p>市民周知</p>	<p>上記のルールに基づく占用物件設置の状況を、広く市民に知ってもらうため、帯広市商店街振興組合連合会が発行する「かわら版」や、市が発行する「広報おびひろ」などを活用する。</p>

平原通イス・テーブル設置事業 管理ルール

平原通の歩道上に設置するイス・テーブルを管理する上で、必要なルールを次のとおり定めるので、実施主体である管理責任者（中心部活性化協議会）および、各設置場所の管理担当店舗（設置場所前の店舗など）は遵守すること。

項目	内容
歩道上に設置しない場合（撤去）の例	<ul style="list-style-type: none">・店の定休日など、管理ができない日。・設置時間以外の時間帯。・その他、歩行者の妨げになるようなとき、又は安全上問題が生じる恐れのある場合には、臨機応変に対応すること。
具体的な管理	<ul style="list-style-type: none">・設置物は、環境に配慮し、清潔に保つ。・事故が発生した場合には、速やかに中心部活性化協議会（市振連事務局）に連絡するとともに、直ちにイス・テーブルを撤去すること。・事故が発生した場合、中心部活性化協議会（市振連事務局）は、各設置場所の管理担当店舗に連絡し、すべてのイス・テーブルを撤去させること。・事故が発生した場合の事後の設置再開については、実施主体、市、道路管理者（必要に応じて警察署）が協議し、さらなる安全対策を確立するまでは行わないものとする。
使用の制限	<ul style="list-style-type: none">・設置したイス・テーブルは単なる休憩用であるため、店舗から飲食物を運ぶなどの提供は行わないこと。（ただし、利用者本人が持参した場合の飲食をとがめるものではないが、置き散らかしたごみの清掃には常に気を配ること）・設置場所では周辺環境に配慮するため原則禁煙とし、灰皿は置かないこと。
アンケート調査	<ul style="list-style-type: none">・対象は、実際の利用者、および、歩行者とする。・設問内容としては、設置目的、設置場所、設置個数、設置時間、管理主体、その他検証に必要な項目を入れる。・アンケート実施にあたっては、市の意見を参考にしながら進める。・アンケートの分析結果をもとに検証・評価作業を行い、市民ニーズに応じて必要な見直しを図る。
その他	<ul style="list-style-type: none">・この管理ルールに記載（想定）されていない事態が生じた場合には、実施主体、市、道路管理者（必要に応じて警察署）がその都度協議し、処理する。